

第53回

定時株主総会 招集ご通知

AOI Pro.

株式会社 AOI Pro. 証券コード:9607

開催日時 平成28年6月28日(火曜日)午前10時

開催場所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー 36階
「ガーネット36」

決議事項

- ◎ 第1号議案 剰余金の処分の件
- ◎ 第2号議案 定款一部変更の件
- ◎ 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
6名選任の件
- ◎ 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- ◎ 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の
報酬額決定の件
- ◎ 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- ◎ 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に
対する業績連動型株式報酬の額決定の件

<目次>

■ 第53回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
■ 事業報告	22
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	43

第53回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のページのいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	平成28年6月28日(火曜日)午前10時		
2. 場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー 36階「ガーネット36」		
3. 目的事項	報告事項		
	1.第53期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容・連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		
	2.第53期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件		
	決議事項		
	第1号議案	剰余金の処分の件	第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件
	第2号議案	定款一部変更の件	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
	第3号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件	第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の額決定の件
	第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件	

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。以下の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aoi-pro.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aoi-pro.com/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

■ 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時)

場所 品川プリンスホテル メインタワー36階
(末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年6月27日(月曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年6月27日(月曜日) 午後6時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 「パスワード」(株主様に変更されたものを含みます)は今回の株主総会時のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日(月曜日)の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使サイトに
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(フリーダイヤル)
電話 **0120-173-027** (受付時間 平日9:00~21:00)

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用いつつ、下記のとおりといたしたいと存じます。

① 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき前期の実績に3円増配し金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は255,851,280円となります。

この結果すでに中間配当金として1株につき金7円をお支払いいたしましたので、年間の配当金は、1株につき金27円(普通配当10円及び特別配当17円)となります。

② 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案から第7号議案に係る参考事項

1. 監査等委員会設置会社について

- (1)平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、監査等委員会設置会社という新たな機関設計が設けられました。監査等委員会設置会社においては、監査役は設置されず、監査等委員会が当該会社における監査・監督機能を果たします。監査等委員会は、3名以上の取締役で構成され、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員である取締役も取締役会における議決権を有することや、監査等委員会が選定する監査等委員が監査等委員でない取締役の選解任及び報酬について株主総会で監査等委員会の意見を述べる権限を有していることなどにより、監査等委員会設置会社においては業務執行者に対する監督機能が強化されているといえます。
- (2)監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合、または取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めが定款に規定されている場合には、重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することができます。これにより、監査等委員会設置会社に移行後は、業務執行に対する監督が取締役会の役割の中心になるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行が期待できるようになります。

2. 監査等委員会設置会社に移行する理由

当社は、上記のような特徴を備えた監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の健全性と透明性の向上及び迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。また、監査等委員会を構成する4名の取締役のうち3名を独立社外取締役にすると同時に、取締役会の3分の1以上を独立社外取締役が占める体制とし、監督機能の強化を図ります。

3. 監査等委員会設置会社への移行に関連する議案について

- (1)監査等委員会設置会社に移行するためには所要の定款変更を行う必要があり、第2号議案においては、他の変更と併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の定款変更をご提案するものです。
- (2)監査等委員会設置会社における取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う必要があります。そこで、第3号議案においては取締役(監査等委員である取締役を除く)の選任を、また、第4号議案においては監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものです。
- (3)監査等委員会設置会社においては、監査等委員の地位の独立性を確保するため、取締役の報酬額については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で決定する必要があります。そこで、第5号議案においては取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額の決定を、また、第6号議案においては監査等委員である取締役の報酬額の決定を、第7号議案においては取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の額決定を、それぞれご提案するものです。

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

取締役会の監査・監督機能とコーポレート・ガバナンスを一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と機動性の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を現行の2年から1年に短縮すること、並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更等を行うものであります。

また、業務執行体制の見直しに伴い、株主総会及び取締役会の招集者と議長を代表取締役に変更するほか、取締役全体の員数を適正規模にすべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の定員を20名以内から15名以内に減員するものであります。

なお、会社法上、常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤の監査等委員を選定することができることを、確認的に規定するものであります。

その他、字句の一部修正を行い、表現方法を統一するものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <u>1.</u> ～ <u>13.</u> <条文省略>	第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1)</u> ～ <u>(13)</u> <現行どおり>
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>
第4条（機関） 当社は株主総会及び取締役のほか次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条（機関） 当社は、 <u>株主総会</u> 及び <u>取締役</u> のほか <u>次</u> の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 <削除> (3) 会計監査人
第5条～第9条 <条文省略>	第5条～第9条 <現行どおり>
第10条（単元未満株式の買増請求） <条文省略> <u>②</u> <条文省略>	第10条（単元未満株式の買増請求） <現行どおり> <u>2.</u> <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
第11条 <条文省略>	第11条 <現行どおり>
第12条 (株主名簿管理人) <条文省略> ② <条文省略> ③ <条文省略>	第12条 (株主名簿管理人) <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. <現行どおり>
第13条～第14条 <条文省略>	第13条～第14条 <現行どおり>
第15条 (招集者) 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により <u>取締役会長又は取締役社長</u> がこれを招集する。 ② <u>取締役会長及び取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。	第15条 (招集者) 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により <u>代表取締役</u> がこれを招集する。 2. <u>代表取締役</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。
第16条 (議長) 株主総会の議長は <u>取締役会長又は取締役社長</u> がこれにあたる。 ② <u>取締役会長及び取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。	第16条 (議長) 株主総会の議長は <u>代表取締役</u> がこれにあたる。 2. <u>代表取締役</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。
第17条 (議決権の代理行使) <条文省略> ② <条文省略>	第17条 (議決権の代理行使) <現行どおり> 2. <現行どおり>
第18条 <条文省略>	第18条 <現行どおり>
第19条 (決議の方法) <条文省略> ② <条文省略>	第19条 (決議の方法) <現行どおり> 2. <現行どおり>
第20条 <条文省略>	第20条 <現行どおり>
第21条 (員数) 当社の取締役は、 <u>20名以内とする。</u> <新設>	第21条 (員数) 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、 <u>15名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>② <条文省略> ③ <条文省略></p>	<p>第22条（選任方法） 取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. <現行どおり></u> <u>3. <現行どおり></u></p>
<p>第23条（任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><新設></p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第23条（任期） 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第24条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② <条文省略></p>	<p>第24条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から選定する。</u></p> <p><u>2. <現行どおり></u></p>
<p>第25条（取締役会の招集者） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第25条（取締役会の招集者） 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>代表取締役</u>がこれを招集する。</p> <p><u>2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>第26条（取締役会の議長） 取締役会の議長は<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれにあたる。</p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第26条（取締役会の議長） 取締役会の議長は<u>代表取締役</u>がこれにあたる。</p> <p><u>2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>

現 行 定 款

第27条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第28条 (取締役会の決議方法)

<条文省略>

② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

第29条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。

<新設>

第30条 <条文省略>

第31条 (報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

第32条 (取締役の責任免除)

<条文省略>

② <条文省略>

変 更 案

第27条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第28条 (取締役会の決議方法)

<現行どおり>

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第29条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。

第30条 (重要な業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第31条 <現行どおり>

第32条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第33条 (取締役の責任免除)

<現行どおり>

2. <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
第33条 (員数) 当会社の監査役は、5名以内とする。	<削除>
第34条 (選任方法) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	<削除>
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	<削除>
第35条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	<削除>
② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
第36条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第34条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって、委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
第37条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。	第35条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことが出来る。	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
第38条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役の過半数をもってこれを行う。	第36条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。
第39条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。	第37条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名捺印する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条（監査役会規則） <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>第38条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>第41条（報酬等） <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p><削除></p>
<p>第42条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第43条～第46条 <条文省略> <新設></p>	<p>第39条～第42条 <現行どおり> 附則 <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(8名)は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ)6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

本総会において選任いただく取締役の任期は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. なかえ やすひと 中江 康人 (昭和42年4月28日生)

再任



● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成3年4月	当社入社	平成22年6月	常務取締役
平成18年7月	執行役員	平成27年2月	代表取締役社長(現) グループCEO(現)
平成20年6月	上席執行役員第一プロダクション ディビジョン本部長		

● 所有する当社株式数 20,000株

● 取締役候補者とする理由

当社を取り巻く事業環境や属する業界について深い知識と経験を有し、また当社の属する事業分野や提供するサービスに精通しており、当社の代表取締役及びグループCEOに相応しい経験と能力を有しております。また、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し、取締役会では最高経営責任者として経営方針を明確に打ち出しております。

2. 譲原 理 (昭和40年6月2日生)

再任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成20年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ戦略部次長	平成26年4月	専務取締役 グループCFO(現)
平成22年1月	当社入社 執行役員財務本部長	平成26年12月	代表取締役専務
平成22年6月	取締役	平成27年2月	代表取締役副社長(現)
平成23年4月	常務取締役		



● 所有する当社株式数 13,000 株

● 取締役候補者とする理由

金融関係で蓄積した深い経験と知識を生かして、当社においても経営企画、財務企画等に実力を発揮しております。経営全般及び管理・運営業務に関する知見など、当社の代表取締役及びグループCFOに相応しい経験と能力を有しております。

3. 潮田 一 (昭和46年3月1日生)

再任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成8年4月	当社入社	平成26年4月	常務取締役(現)
平成21年4月	執行役員第二プロダクション ディビジョン本部長	平成28年4月	制作第1～第3部・企画演出部・ グローバルビジネス部・グループ 海外事業管掌(現)
平成24年6月	取締役		

● 所有する当社株式数 12,000 株

● 取締役候補者とする理由

当社の主業であるテレビCM制作事業に長年従事し、現在では常務取締役として制作第1～第3部・企画演出部・グローバルビジネス部・グループ海外事業管掌を務めるなど、当社における豊富な業務・監督経験と、当社の属する業界に関する知見を有しております。



おがた ひろたか
4. 小形 浩隆 (昭和37年1月4日生)

再任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 1月	当社入社	平成27年 4月	常務取締役(現)
平成19年 4月	プロダクションコントロール ディビジョン本部長	平成28年 4月	制作サポート部・エンタテイン メントコンテンツ部・人事総務部・リ スクマネジメント部・法務部管掌 (現)
平成20年 6月	執行役員		
平成22年 6月	取締役		



● 所有する当社株式数 28,828 株

● 取締役候補者とする理由

当社の主業であるテレビCM制作事業に長年従事し、現在では常務取締役として制作サポート部・エンタテインメントコンテンツ部・人事総務部・リスクマネジメント部・法務部管掌を務めるなど、当社における豊富な業務・監督経験と、当社の属する業界に関する知見を有しております。

たなか ゆうさく
5. 田中 優策 (昭和41年8月12日生)

再任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年 4月	当社入社	平成27年 6月	取締役(現)
平成26年 4月	第三プロダクションディビジョン 本部長	平成28年 4月	制作第4～第6部・グループCM 制作事業管掌(現)



● 所有する当社株式数 5,500 株

● 取締役候補者とする理由

当社の主業であるテレビCM制作事業に長年従事し、現在では取締役として制作第4～第6部・グループCM制作事業管掌を務めるなど、当社における豊富な業務・監督経験と、当社の属する業界に関する知見を有しております。

6. みつはし三橋 ゆきこ友紀子 (昭和41年6月12日生)

再任



● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年 4月	東海旅客鉄道株式会社入社	平成14年11月	アシャースト東京法律事務所入所
平成12年 4月	弁護士登録 ブレークモア法律事務所入所	平成22年 1月	シティユーワ法律事務所入所(現)
		平成27年 6月	当社取締役(現)

● 所有する当社株式数 0株

● 取締役候補者とする理由

事業会社における職務経験に加え、弁護士として法務全般について幅広い知見を有していることから、当社の経営重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を発揮していただけるものと判断いたしました。また、当社初の女性役員としての立場から、女性の登用推進についても有益なご助言をいただけるものと期待しております。

なお、同氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職責を適切に遂行することができると判断しております。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.三橋友紀子氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 3.社外取締役としての独立性
候補者三橋友紀子氏及び各法律事務所と当社との間に顧問契約または、個別の法律事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。以上のことから、同氏は、当社経営陣から独立性を有していると判断しております。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 4.社外取締役との責任限定契約について
当社は、現在社外取締役に就任している三橋友紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また原案どおり選任された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

本総会において選任いただく監査等委員である取締役の任期は、平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1. やえがし さとる 八重樫 悟 (昭和24年7月28日生)

新任



● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成10年 5月	当社入社	管理本部財務部長	平成19年 4月	専務取締役
平成10年 6月		取締役	平成26年 4月	取締役
平成13年 6月		常務取締役	平成26年 6月	常勤監査役(現)

● 所有する当社株式数 46,300 株

● 監査等委員である取締役候補者とする理由

企業財務・会計の専門性及び経営全般の知識と経験を有しており、当社の提供するサービスに精通しているため、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断いたしました。

2. 高田 一毅 (昭和40年7月4日生)

新任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成14年12月 税理士登録
平成16年4月 高田会計事務所開業
平成23年4月 みなとみらい税理士法人 高田会計事務所 代表社員(現)
平成23年6月 当社監査役(現)



● 所有する当社株式数 4,300 株

● 監査等委員である取締役候補者とする理由

税理士としての専門的かつ客観的な視点から、適切な指導及び監査を行える人材であると判断いたしました。

なお、同氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職責を適切に遂行できると判断しております。

3. 渡辺 久 (昭和39年1月29日生)

新任

● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行
平成13年1月 アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社入社
平成19年12月 弁護士登録 田中綜合法律事務所入所
平成21年4月 安井・好川法律事務所入所
平成22年4月 安井・好川・渡辺法律事務所パートナー (現)
平成27年2月 株式会社ダイニチ監査役(現)
平成27年6月 当社監査役(現)
平成28年2月 株式会社PJホールディングス監査役(現)



● 所有する当社株式数 300 株

● 監査等委員である取締役候補者とする理由

銀行における職務経験に加え、弁護士として法務全般について幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を發揮していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職責を適切に遂行できると判断しております。

はなふさ ゆきのり
4. 花房 幸範 (昭和50年5月10日生)

新任



● 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

平成10年 4月	青山監査法人入所	平成26年 9月	学校法人矢谷学園監事(現)
平成13年 7月	公認会計士登録	平成27年 6月	当社監査役(現)
平成21年 8月	アカウントینگワークス株式会社 社設立 代表取締役(現)	平成28年 3月	アークランドサービス株式会社 取締役(監査等委員)(現)
平成26年 6月	鳥取ガス株式会社監査役(現)		

● 所有する当社株式数 300 株

● 監査等委員である取締役候補者とする理由

公認会計士としての専門的かつ客観的な視点から、適切な指導及び監査を行える人材であると判断いたしました。

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.高田一毅、渡辺久及び花房幸範の3氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。上記3氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 3.社外取締役としての独立性
 (1) 候補者高田一毅氏及び同氏が経営している会計事務所と当社との間に顧問契約または、個別の会計、税務事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。以上のことから、同氏は当社経営陣から独立性を有していると判断しております。なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 (2) 候補者渡辺久氏及び各法律事務所と当社との間に顧問契約または、個別の法律事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。また、同氏が兼務しているいずれの先も当社との間に取引関係はありません。以上のことから、同氏は当社経営陣から独立性を有していると判断しております。なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 (3) 候補者花房幸範氏及び同氏が兼務しているいずれの先も当社との間に取引関係はありません。以上のことから、同氏は当社経営陣から独立性を有していると判断しております。なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 4.責任限定契約について
 当社は、現在常勤監査役に就任している八重樫悟氏、現在社外監査役に就任している高田一毅氏、渡辺久氏及び花房幸範氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。上記4氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は4氏の間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額500百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は8名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)は6名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の額決定の件

1. 提案の理由

当社は、平成27年6月25日開催の第52回定時株主総会において取締役(社外取締役を除く)を対象とした業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という)の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠の内容は平成27年6月25日開催の第52回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額とは別枠で、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する本制度に係る報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は6名ですが、第2号議案、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものとします。

2. 本制度における報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭(その上限は下記(2)のとおり)を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 当社が拠出する金額の上限(報酬等の額)

当社は、平成28年3月末日で終了した事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への交付を行うための株式の取得資金として、300百万円を上限とする金額を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託(以下、「本信託」という)を設定しております。本信託は当社が信託した金員を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、上記のとおり本信託に拠出済みの金額については取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する報酬等として取り扱うこととし、本信託は、受益者要件を満たす取締

役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)を受益者とする信託として存続させることとします。このため、当初の対象期間(平成28年3月末日で終了した事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度)につきましては、本制度に基づく新たな拠出及び本信託による当社株式の取得は行いません。なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに300百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に付与されたポイント数(ポイントについては下記(3)参照)に相当する当社株式で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する株式の給付が未了であるものを除く)及び金銭(以下、「残存株式等」という)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、300百万円から残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式等の金額とする)を控除した金額とします。

(3) 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に給付される当社株式数の算定方法

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、連結経常利益額及び連結ROEを勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に付与されるポイントは、下記(4)の株式給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う)。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)のポイント数は、退任時までに当該取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に付与されたポイントを累積した数(以下、「確定ポイント」という)で確定します。ただし、当社が拠出した金銭が、上記(2)の上限に達している場合(すなわち、当社による追加拠出ができない場合)において、ある取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、当該取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の確定ポイント数は当該超過数に相当するポイント数を減じた数となります。

(4) 株式給付時期

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)が退任し、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。

(5) 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

以 上

(添付書類)

■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一部に弱さはみられるものの緩やかな回復基調が続き、企業収益や雇用は概ね堅調で、個人所得は底堅く推移しました。一方で、中国の景気減速や国際情勢不安に起因した世界経済の下振れリスクが意識される状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高320億6千万円(前連結会計年度比111.3%)、営業利益24億9千1百万円(前連結会計年度比127.6%)、経常利益23億2百万円(前連結会計年度比118.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益10億9千8百万円(前連結会計年度比88.6%)となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高相殺消去後の金額であり、セグメント利益(損失)の合計額は、連結損益計算書の経常利益に調整額を加えたものであります。また、記載金額には消費税等は含まれておりません。

1 広告制作事業

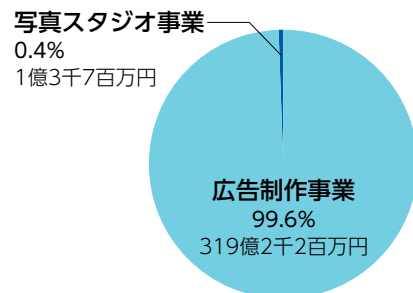
わが国経済の動きや顧客企業の事業環境判断を反映して、広告需要は堅調に推移しました。こうした中、当社グループは、主力の映像制作事業を中心に着実に受注を重ねたことや、成長領域と位置づけるデジタル関連、海外拠点の売上も順調に増加したことから、当連結会計年度の売上高は319億2千2百万円(前連結会計年度比113.0%)となりました。受注状況も、当連結会計年度の受注高が前期比30億4千万円増の319億3千8百万円、当連結会計年度末受注残高が前期末比1千5百万円増の33億2千4百万円と、好調に推移しました。

セグメント利益についても、平成27年3月に策定した中期経営計画の初年度にあたり新規事業推進や人材育成・業務効率化(IT化)のための先行的支出が発生した中において、24億3千6百万円(前連結会計年度比115.2%)と、前連結会計年度比増加しました。

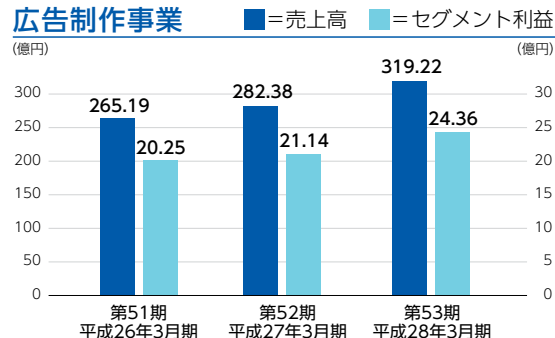
2 写真スタジオ事業

当連結会計年度の売上高は1億3千7百万円(前連結会計年度比130.2%)と増加しましたが、平成27年10月・12月のらぽーと海老名店・立川立飛店オープンに伴う人員採用などの先行的経費負担により、セグメント損失は1億2千9百万円(前連結会計年度は5千5百万円のセグメント損失)と拡大しました。

セグメント別売上高構成比



広告制作事業



(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

資金の効率的な調達を行うため取引銀行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

(リボルビング・クレジット・ファシリティ契約の概要)

融資枠設定金額	40億円
主幹事金融機関	株式会社みずほ銀行
副主幹事金融機関	株式会社三菱東京UFJ銀行
参加金融機関	株式会社みずほ銀行・株式会社三菱東京UFJ銀行・株式会社三井住友銀行・三井住友信託銀行株式会社・三菱UFJ信託銀行株式会社

(4) 対処すべき課題

当社は、昭和38年の設立以来、一貫してテレビCMを主とした映像制作会社として事業を推進してまいりました。約半世紀にわたってクオリティが高く、話題性に溢れた映像作品を生み出してきたノウハウと創造力は、業界でも高い評価を受け続けております。

しかしながら、広告業界はここ数年でデジタル化、グローバル化の流れが加速し、WEB媒体やデジタルデバイス、また海外展開など、顧客企業や消費者のニーズが媒体の種類や国の境界を越えていくことへの対応力がますます問われるようになっていきます。こうした時代の変化に合わせて、求められるサービスも変化、多様化していくのではないかと考えられます。

こうした状況下で、当社グループが今後も着実に成長し、永続的に発展していく企業であり続けるために、平成27年3月2日に新たな中期経営計画を策定しており、その中で掲げている以下の経営課題等について積極的に対処してまいります。

「中期経営計画2019」

経営課題

動画コンテンツマーケティング事業推進に向けた早期の体制構築

- 2年でビジネスモデルを確立するためのパラダイムシフトの推進
- 組織立ち上げ、チームビルディング、アライアンス/投資

組織力のレベルアップ

- ビジネスの多様化に対応するグループヒューマンリソースマネジメントの強化
- 効率的なマネジメントシステム(基幹、管理会計、ワークフロー等)への投資

新たな強みの創造とそれを支える基本コンセプト

新しい中期経営計画では、従来の広告映像制作事業に加え、動画コンテンツマーケティング事業を強化すべく4つの基本コンセプトを掲げております。

1 テレビCMを中心とする広告映像制作のさらなる拡大

2 「データベシク&ヒューマンドリブン」なクリエイティブソリューション力をグループで強化

3 地域・メディア・コンテンツのさらなる“NO BORDERS”推進

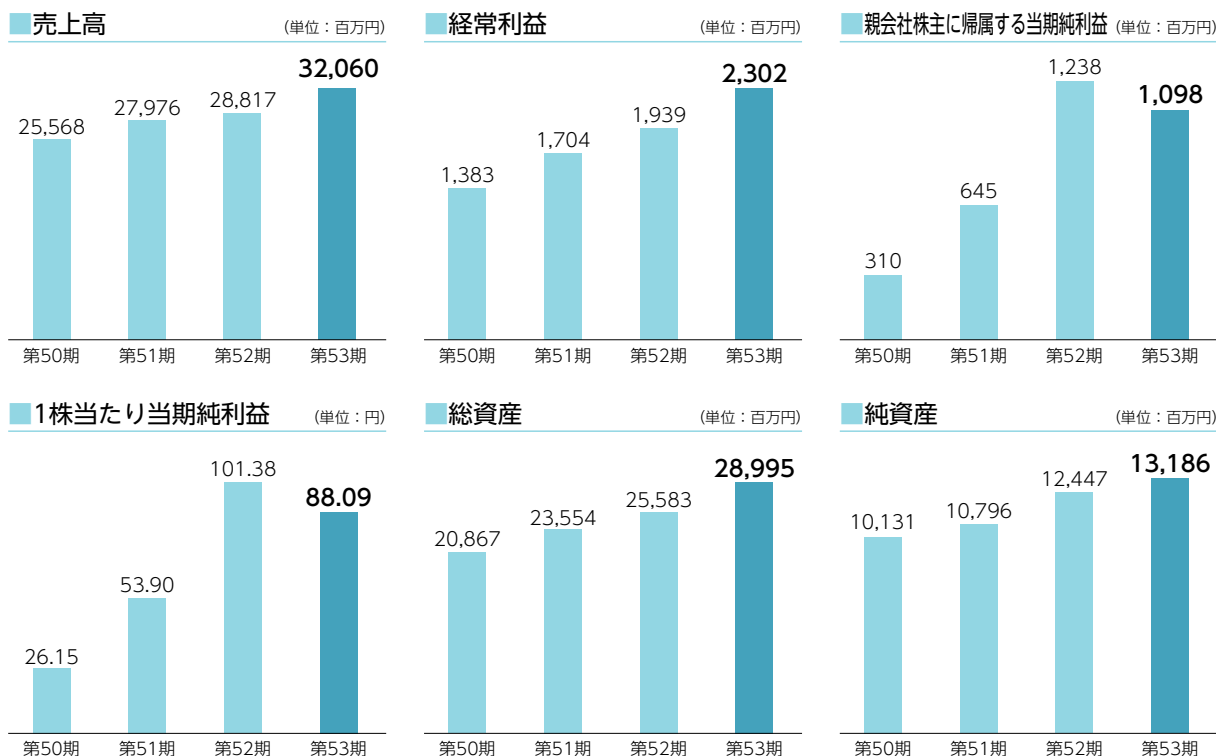
4 人材育成・業務効率化(IT関連)への積極的な投資

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第50期	第51期	第52期	第53期
		平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高 (百万円)		25,568	27,976	28,817	32,060
経常利益 (百万円)		1,383	1,704	1,939	2,302
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		310	645	1,238	1,098
1株当たり当期純利益 (円)		26.15	53.90	101.38	88.09
総資産 (百万円)		20,867	23,554	25,583	28,995
純資産 (百万円)		10,131	10,796	12,447	13,186
連結子会社 (社)		15	20	20	18

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

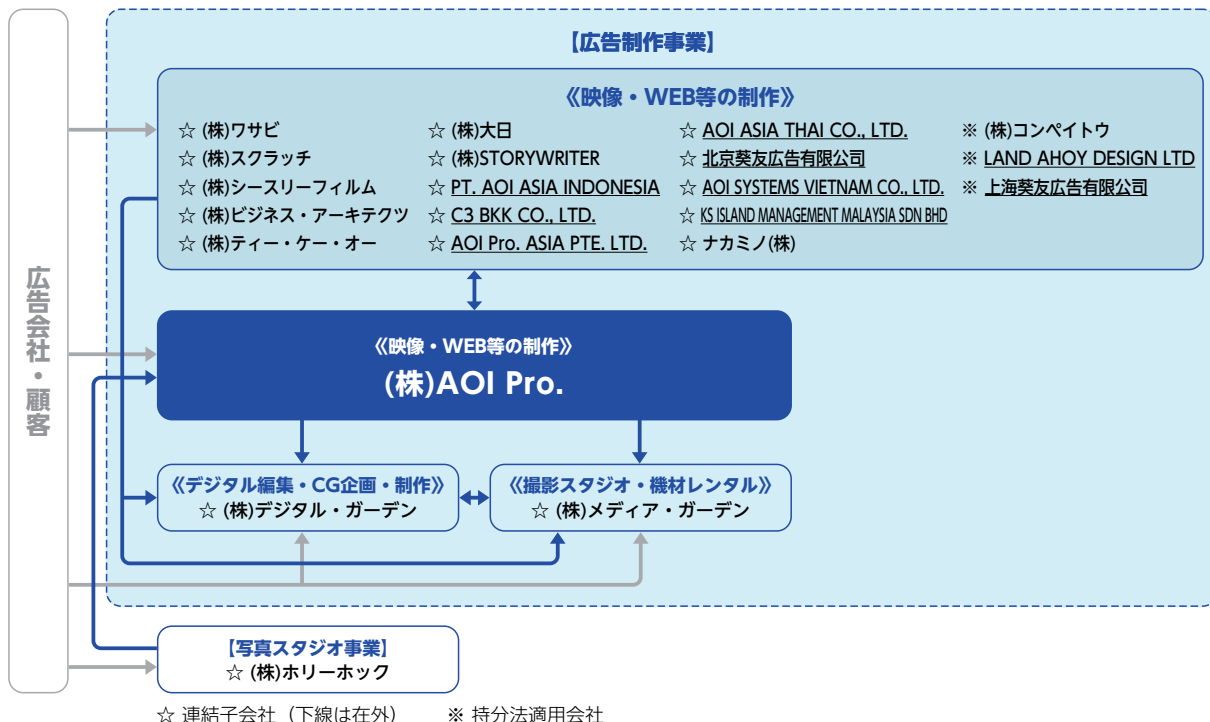
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。



(6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、テレビCMの企画及び制作を主に、映像制作及びこれらに附帯する業務を営んでおります。

- 1 広告制作事業 ……主にテレビCM作品、WEB作品の制作及び催事の運営等、広告に関わる制作事業
- 2 写真スタジオ事業 ……コンシューマ向け写真館運営並びに全国の写真館に対する販売促進支援事業



(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

1 親会社との関係

該当事項はありません。

2 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社メディア・ガーデン	40百万円	100.0	撮影スタジオの経営・機材レンタル
株式会社デジタル・ガーデン	300百万円	80.0 (30.0)	デジタル編集及びコンピューターグラフィックスの企画・制作
株式会社ワサビ	90百万円	100.0	テレビCMの企画及び制作
株式会社スクラッチ	27百万円	92.7	広告全般の戦略・企画・制作
株式会社シースリーフィルム	60百万円	99.0	テレビCM、ビデオソフトの企画・制作
株式会社ホリーホック	90百万円	100.0	写真スタジオ事業
株式会社ビジネス・アーキテクト	100百万円	88.0	WEBコミュニケーションに関わる総合ソリューション事業
株式会社ティー・ケー・オー	14百万円	51.0	広告、SPツール、WEBの企画・制作及び広告写真撮影
株式会社大日	15百万円	60.0	ラジオCM、映像コンテンツの企画・制作
株式会社STORYWRITER	50百万円	100.0	コンテンツの企画開発、広告プロデュース
ナカミノ株式会社	233百万円	83.3	デジタルマーケティングソリューション、コンテンツ企画・制作、データ解析・運用
PT. AOI ASIA INDONESIA	250千USドル	51.0 (51.0)	インドネシアにおけるテレビCM等の制作関連業務
C3 BKK CO., LTD.	2,000千タイバート	49.0 (49.0)	タイにおける広告制作事業
AOI Pro. ASIA PTE. LTD.	584千シンガポール・ドル	100.0	アジアにおける地域統括業務
KS ISLAND MANAGEMENT MALAYSIA SDN BHD	1,000千マレーシア・リンギット	97.5 (97.5)	マレーシアにおけるゴルフレッスン事業
AOI ASIA THAI CO., LTD.	5,000千タイバート	49.0 (49.0)	タイにおけるテレビCM等の制作関連業務
北京葵友广告有限公司	3,000千人民元	66.7	中国におけるテレビCM等の企画及び制作
AOI SYSTEMS VIETNAM CO., LTD.	200千USドル	100.0	WEB、アプリの制作及び運用

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合を内数で記載しております。

3 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

本 社	東京都品川区大崎一丁目5番1号	
支 店	米国カリフォルニア州カラバサス	
オフィス	新橋(東京都中央区)・赤坂(東京都港区)	
子 会 社	株式会社メディア・ガーデン	神奈川県横浜市
	株式会社デジタル・ガーデン	東京都渋谷区
	株式会社ワサビ	東京都中央区
	株式会社スクラッチ	東京都港区
	株式会社シースリーフィルム	東京都渋谷区
	株式会社ホリーホック	東京都品川区
	株式会社ビジネス・アーキテツ	東京都中央区
	株式会社ディー・ケー・オー	東京都渋谷区
	株式会社大日	東京都中央区
	株式会社STORYWRITER	東京都港区
	ナカミノ株式会社	東京都港区
	PT. AOI ASIA INDONESIA	インドネシア
	C3 BKK CO., LTD.	タイ
	AOI Pro. ASIA PTE. LTD.	シンガポール
	KS ISLAND MANAGEMENT MALAYSIA SDN BHD	マレーシア
	AOI ASIA THAI CO., LTD.	タイ
	北京葵友广告有限公司	中国
	AOI SYSTEMS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

1 当社グループの状況

事業部門の名称	従業員数
広告制作事業	863名
写真スタジオ事業	39名
合計	902名

2 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢
364名	21名増	36.4歳

(注)従業員数は就業人数であり、契約社員及び出向社員等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	738
株式会社みずほ銀行	728
三井住友信託銀行株式会社	546
三菱UFJ信託銀行株式会社	450
明治安田生命保険相互会社	372
第一生命保険株式会社	370
株式会社三井住友銀行	300
日本生命保険相互会社	222

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 38,000,000株

(2) 発行済株式の総数 13,334,640株
(自己株式542,076株を含む)

(3) 株主数 3,307名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社コスモチャンネル	1,373	10.7
株式会社イマジカ・ロボットホールディングス	1,000	7.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	972	7.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	497	3.8
原 仁	400	3.1
原 文子	328	2.5
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	282	2.2
AOI Pro.従業員持株会	254	1.9
株式会社オムニバス・ジャパン	220	1.7
住友生命保険相互会社	220	1.7

(注) 1.持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

2.当社は、自己株式542,076株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。自己株式には、株式給付信託(BBT)制度導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式282,700株を含んでおりません。

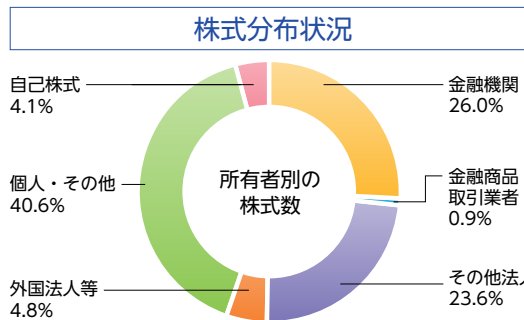
3.日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)と日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の持株数は、全て信託業務に係る株式数であります。

4.資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の持株数は、全て株式給付信託(BBT)制度導入に伴う株式数であります。

(5) その他株式に関する事項

①当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成27年3月2日開催の取締役会決議及び平成27年9月24日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月3日から平成28年2月29日までの間に84,900株(77百万円)の自己株式を取得しております。

②当社は、株式給付信託(BBT)制度導入のため、平成27年8月10日開催の取締役会決議に基づき、平成27年9月1日に資産管理サービス信託銀行株式会社への第三者割当により282,700株(299百万円)の自己株式を処分しております。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①平成21年7月21日開催の取締役会決議による新株予約権(第2回新株予約権)

- ・新株予約権の払込金額(発行価額) 1株当たり 279円(公正価値)
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円
- ・新株予約権の行使期間 平成21年8月18日から平成51年8月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件 権利行使時において、当社取締役及び監査役の地位を喪失していることを要する。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
監査役	4個	普通株式 2,000株	1名

- (注) 1.新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり500株となります。
2.監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

②平成24年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権(第5回新株予約権)

- ・新株予約権の払込金額(発行価額) 1株当たり 317円(公正価値)
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円
- ・新株予約権の行使期間 平成24年11月28日から平成54年11月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件 権利行使時において、当社取締役及び監査役の地位を喪失していることを要する。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	100個	普通株式 50,000株	5名
監査役	14個	普通株式 7,000株	1名

- (注) 1.新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり500株となります。
2.監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

平成27年11月10日開催の取締役会決議による新株予約権(第7回新株予約権)

- ・新株予約権の払込金額(発行価額) 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1,030円
- ・新株予約権の行使期間 平成29年12月2日から平成32年12月1日まで
- ・新株予約権の行使の条件 権利行使時において、当社使用人または当社関係会社の取締役、監査役もしくは使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職及び任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	3,245個	普通株式 324,500株	387名
当社子会社の取締役(社外取締役を除く)	520個	普通株式 52,000株	26名
合計	3,765個	普通株式 376,500株	413名

- (注)新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり100株となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中江 康人	グループCEO
代表取締役副社長	譲原 理	グループCFO兼 経営企画本部・財務企画本部管掌
専務取締役	笹貫 善雄	第四・第五・第六プロダクションディビジョン管掌
常務取締役	潮田 一	第一・第二・第三プロダクションディビジョン管掌
常務取締役	小形 浩隆	プロダクションコントロールディビジョン本部長兼 リスクマネジメント室管掌
取締役	田中 優策	第四・第五・第六プロダクションディビジョン副管掌
社外取締役	辻野 晃一郎	アレックス株式会社 代表取締役社長兼CEO
社外取締役	三橋 友紀子	弁護士
常勤監査役	八重樫 悟	
社外監査役	高田 一毅	税理士
社外監査役	渡辺 久	弁護士
社外監査役	花房 幸範	公認会計士

(注) 1.社外取締役辻野晃一郎、社外取締役三橋友紀子、社外監査役高田一毅、社外監査役渡辺久、社外監査役花房幸範の5氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2.平成27年6月25日付にて、次のとおり監査役の異動がありました。

社外監査役 退任

湯佐富治

柴田芳治

社外監査役 新任

渡辺久

花房幸範

3.平成27年6月25日付にて、次のとおり取締役の異動がありました。

取締役 新任

田中優策

三橋友紀子

4.社外取締役三橋友紀子氏は弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。

5.社外監査役高田一毅氏は税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6.社外監査役渡辺久氏は弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。

7.社外監査役花房幸範氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	8名（2名）	256百万円（12百万円）
監査役（うち社外監査役）	6名（5名）	23百万円（10百万円）
合計	14名（7名）	279百万円（23百万円）

(注) 1.平成24年6月27日開催の第49回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内、昭和63年11月29日開催の第25回定時株主総会において監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。
 2.上記の支給人数には、平成27年6月25日開催の定時株主総会終了の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
 3.上記支給金額のほか、取締役（社外取締役を除く）6名に対して、業績連動型株式報酬制度として、役員株式給付規程に基づき46百万円を計上しております。この業績連動型株式報酬制度につきましては、平成27年6月25日開催の第52回定時株主総会において、1.に記載の取締役の報酬とは別枠で決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役辻野晃一郎氏は、アレックス株式会社の代表取締役社長兼CEOを兼務しております。なお、当社はアレックス株式会社に議決権なしの出資をしております。

社外監査役花房幸範氏は、アカウンティングワークス株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、アカウンティングワークス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役花房幸範氏は、アークランドサービス株式会社の取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、アークランドサービス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	辻野 晃一郎	当事業年度開催の取締役会出席率92%、IT企業等の経営者としての経験を通じて培った、IT分野及び会社経営に関する幅広い知見に基づき、発言を行いました。
社外取締役	三橋 友紀子	就任後開催の取締役会出席率100%、主に法務面において専門的な発言を行いました。
社外監査役	湯佐 富治	平成27年6月25日に退任するまでに開催の取締役会出席率100%、監査役会出席率100%、主に企業経営面と企業会計面において専門的な発言を行いました。
社外監査役	柴田 芳治	平成27年6月25日に退任するまでに開催の取締役会出席率100%、監査役会出席率100%、主に企業経営面において広範かつ高度な視野から発言を行いました。
社外監査役	高田 一毅	当事業年度開催の取締役会出席率76%、監査役会出席率83%、主に企業経営面と税務面において専門的な発言を行いました。
社外監査役	渡辺 久	就任後開催の取締役会出席率88%、監査役会出席率100%、主に法務面において、専門的な発言を行いました。
社外監査役	花房 幸範	就任後開催の取締役会出席率88%、監査役会出席率100%、主に企業経営面と企業会計面において専門的な発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
2 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針「内部統制に係る基本方針」を取締役会で決議しております。同基本方針の内容は以下のとおりです。

① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) コンプライアンスに関する体制を整備するために、取締役会規程をはじめ、諸規程を整備し、全取締役・各部署監督者及び当社子会社の取締役等に遵守させるとともに、当社子会社を含む全使用人に対する指導・教育を行い、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図っていきます。
- (ロ) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。また、反社会的勢力に対応するための社員教育を更に強化し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備を進めていきます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、取締役及び監査役の要求に応じて適宜閲覧可能なように適切な保存・管理を行う体制を構築し、必要に応じて体制の見直し、規程の整備を行います。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行います。
- (ロ) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進めます。
- (ハ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。
- (ニ) 当社は、当社の各子会社に担当取締役を当社子会社のリスクに関する統括責任者として派遣し、当社子会社リスクを管理します。また、定期的で開催するグループ会社社長会にて、当社子会社全体のリスクマネジメント推進に係る課題を共有し、重要な影響を与える事態の発生防止に努めるとともに、不測の事態が発生した場合には、当社取締役より当社子会社に示達し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社及び当社子会社の中期経営計画及び年度ごとの基本方針と基本方針に基づく部門方針を定め、部署及び子会社ごとに重点施策及び予算を設定しています。
- (ロ) 当社は、取締役会を原則、月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定します。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社の取締役及び本部長を子会社の役員に任命し、業務及び会計の状況を監督します。また、定期的で開催するグループ会社社長会にて、当社子会社の取締役等の職務の執行の状況について報告を求めます。
- (ロ) 子会社の経営管理等については当社に担当部署を設け、指導及び支援を行います。
- (ハ) 内部監査室は、重要子会社については定期的に、またその他の子会社についても必要に応じて内部監査を行います。

- ⑥**監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示実効性に関する事項**
監査役より職務補助の要請があるときには、原則、経理、総務等関係部署の使用人に監査役の職務を補助させます。補助使用人の人事は、常勤監査役の同意を要することとし、監査役の職務を補助する使用人について取締役からの独立性と当該使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保していくものとします。
- ⑦**当社及び当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制**
(イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は法令・定款違反などの事実を発見したときは、監査役に速やかに報告します。
(ロ) 監査役から報告要請があったときには、取締役及び使用人は速やかに調査の上、結果を監査役に報告します。
(ハ) 当社及び当社子会社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを行うことを禁止します。
- ⑧**その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
(イ) 監査役は、会計監査人、内部監査室、当社子会社の監査役との情報交換に努め、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保します。
(ロ) 監査役が職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きを請求したときは、職務遂行に必要なでないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担するものとします。

内部統制システムの運用状況

- ①**当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
諸規程を整備し、全取締役・各部署監督者及び当社子会社の取締役等に遵守させているほか、使用人に対して当社行動指針等の浸透を図っております。また、内部通報制度(グリーン・ライン制度)を整備し、法令違反について早期発見を図っております。
反社会的勢力に対する取組みとしては、取引を回避するため新たな取引先の事前審査を厳格に行うよう努めるほか、契約書等には反社会的勢力排除条項を規定しております。
- ②**取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存しております。
- ③**当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
当社リスクマネジメント部及びISMS委員会が中心となり当社の重要リスクの識別と評価を実施し、リスク対応計画の作成と実施をさせることにより、リスク管理の実効性を確保しております。さらに子会社の重要リスクについても、グループ会社社長会での課題共有のほか、ISMS委員会にて対象子会社のリスクの状況や対応計画の実施状況を確認するなど、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援しております。
- ④**当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
中期経営計画及び年度計画に基づき、四半期ごとに各社の業績管理を実施いたしました。
また、当事業年度においては、取締役会を計13回開催したほか、所定の事項については経営会議を計12回開催し、審議いたしました。

⑤当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当事業年度においては、グループ会社社長会を計4回開催し、取締役等の職務の執行の状況について、報告を受けました。また、子会社の経営管理等については、当社財務企画部より指導及び支援を行っております。内部監査室は当事業年度においては、主要子会社計8社に対して内部監査を実施いたしました。

⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示実効性に関する事項

補助使用人の人事は常勤監査役の同意を得ており、当該使用人について取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保しております。

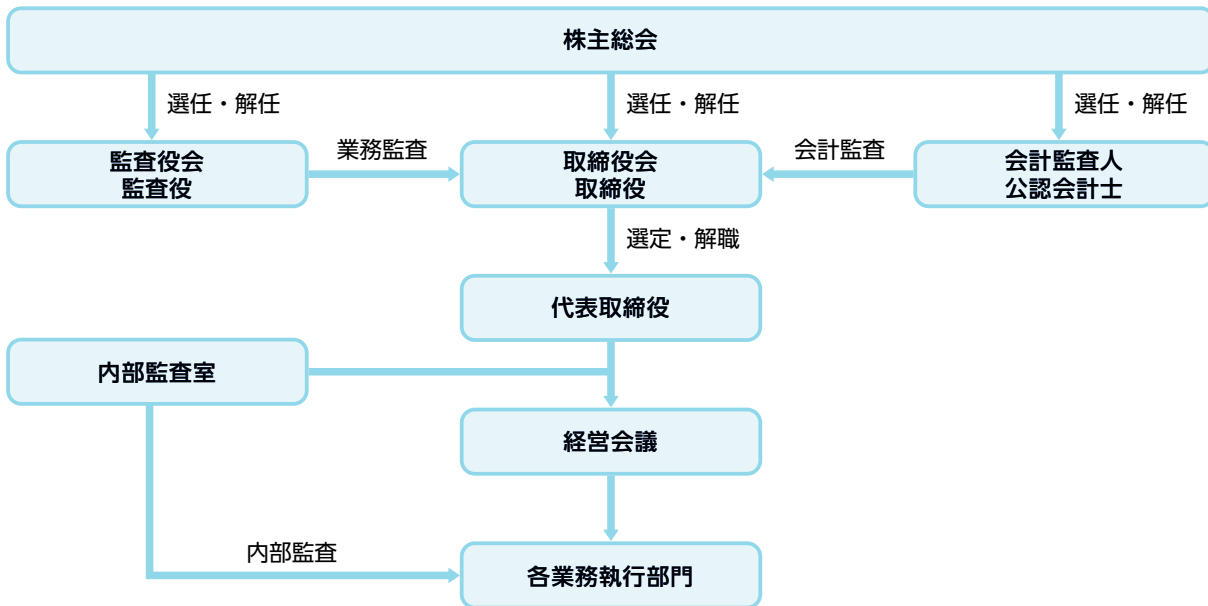
⑦当社及び当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社は、内部通報制度(グリーン・ライン制度)を整備しております。またその中で、報告をした者に対する不当な取り扱いの禁止等を定めております。

⑧その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人、内部監査室、当社子会社の監査役と、それぞれ定期的に意見交換を行いました。また、職務の遂行について生ずる費用に関しては方針を定め、適切に運用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要



(注)本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第53期	(ご参考)第52期	科 目	第53期	(ご参考)第52期
	平成28年3月31日現在	平成27年3月31日現在		平成28年3月31日現在	平成27年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	20,197,215	17,330,698	流動負債	9,212,403	10,021,922
現金及び預金	4,685,117	3,240,884	支払手形及び買掛金	3,575,595	3,318,036
受取手形及び売掛金	13,563,774	11,991,545	短期借入金	2,999,964	4,405,219
商品及び製品	25,054	29,294	未払法人税等	869,737	332,706
仕掛品	1,440,634	1,556,517	賞与引当金	140,278	131,665
貯蔵品	18,297	17,138	返品調整引当金	—	28,542
繰延税金資産	215,005	218,471	その他	1,626,828	1,805,752
その他	253,956	288,522	固定負債	6,596,423	3,113,951
貸倒引当金	△4,626	△11,676	社債	50,000	50,000
固定資産	8,798,052	8,252,943	長期借入金	2,473,150	2,554,491
有形固定資産	6,026,695	5,515,401	長期未払金	276	941
建物及び構築物	1,646,377	1,380,069	長期預り金	3,501,199	—
機械装置及び運搬具	348,383	244,519	役員退職慰労引当金	72,607	64,362
工具、器具及び備品	479,324	304,146	役員株式給付引当金	46,050	—
土地	3,469,052	3,455,051	退職給付に係る負債	43,178	81,358
建設仮勘定	3,381	33,149	資産除去債務	186,913	95,893
その他	80,175	98,464	その他	223,046	266,904
無形固定資産	265,097	300,759	負債合計	15,808,827	13,135,873
のれん	107,863	118,459	純資産の部		
その他	157,233	182,299	株主資本	12,245,977	11,430,237
投資その他の資産	2,506,259	2,436,782	資本金	3,323,900	3,323,900
投資有価証券	1,047,143	1,336,412	資本剰余金	4,021,963	3,917,948
敷金及び保証金	875,865	584,477	利益剰余金	5,560,050	4,762,519
会員権	127,939	119,818	自己株式	△659,936	△574,129
繰延税金資産	72,390	76,280	その他の包括利益累計額	135,948	293,485
その他	418,535	346,820	その他有価証券評価差額金	118,490	282,337
貸倒引当金	△35,613	△27,026	為替換算調整勘定	8,424	27,676
資産合計	28,995,267	25,583,642	退職給付に係る調整累計額	9,033	△16,528
			新株予約権	48,840	62,603
			非支配株主持分	755,674	661,442
			純資産合計	13,186,440	12,447,769
			負債及び純資産合計	28,995,267	25,583,642

連結損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	第53期	(ご参考)第52期
	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高	32,060,286	28,817,992
売上原価	25,682,333	23,310,257
売上総利益	6,377,952	5,507,735
返品調整引当金戻入額	28,542	110,647
返品調整引当金繰入額	—	5,289
差引売上総利益	6,406,494	5,613,092
販売費及び一般管理費	3,914,594	3,660,529
営業利益	2,491,899	1,952,563
営業外収益	108,402	193,534
受取利息	1,217	531
受取配当金	26,564	36,927
為替差益	—	28,429
受取保険金	47,091	93,601
受取賃貸料	591	940
持分法による投資利益	—	4,532
その他	32,938	28,571
営業外費用	297,756	206,140
支払利息	79,639	90,112
支払手数料	190,885	18,996
為替差損	3,967	—
売上債権売却損	5,248	3,833
社葬関連費用	—	71,912
持分法による投資損失	14,139	—
その他	3,876	21,286
経常利益	2,302,545	1,939,957
特別利益	26,269	27,308
投資有価証券売却益	14,829	27,308
段階取得に係る差益	11,439	—
特別損失	135,731	175,102
固定資産除却損	20	—
投資有価証券評価損	24,196	34,758
関係会社株式売却損	41,239	—
会員権評価損	—	3,546
減損損失	18,217	42,842
事業整理損	—	66,414
事務所移転費用	—	25,500
店舗閉鎖損失	—	2,041
厚生年金基金脱退損失	52,057	—
税金等調整前当期純利益	2,193,083	1,792,163
法人税、住民税及び事業税	1,032,171	492,633
法人税等調整額	△36,541	△65,100
当期純利益	1,197,453	1,364,630
非支配株主に帰属する当期純利益	99,168	125,662
親会社株主に帰属する当期純利益	1,098,284	1,238,967

連結株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	3,323,900	3,917,948	4,762,519	△574,129	11,430,237
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△300,753	—	△300,753
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,098,284	—	1,098,284
自己株式の取得	—	—	—	△370,836	△370,836
自己株式の処分	—	102,755	—	285,029	387,785
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	1,259	—	—	1,259
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	104,015	797,531	△85,806	815,739
平成28年3月31日残高	3,323,900	4,021,963	5,560,050	△659,936	12,245,977

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成27年4月1日残高	282,337	27,676	△16,528	293,485	62,603	661,442	12,447,769
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△300,753
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	1,098,284
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△370,836
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	387,785
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	1,259
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△163,847	△19,251	25,562	△157,537	△13,762	94,231	△77,068
連結会計年度中の変動額合計	△163,847	△19,251	25,562	△157,537	△13,762	94,231	738,671
平成28年3月31日残高	118,490	8,424	9,033	135,948	48,840	755,674	13,186,440

■ 計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	第53期 平成28年3月31日現在	(ご参考)第52期 平成27年3月31日現在	科目	第53期 平成28年3月31日現在	(ご参考)第52期 平成27年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	14,244,829	12,416,991	流動負債	6,170,480	7,510,463
現金及び預金	2,420,558	1,163,852	買掛金	3,148,723	3,025,321
受取手形	556,925	909,025	短期借入金	—	2,000,000
売掛金	9,994,536	8,792,697	1年内返済予定の長期借入金	1,324,960	1,144,960
仕掛品	936,886	1,208,434	リース債務	3,406	2,626
前払費用	108,627	81,520	未払金	306,718	405,192
繰延税金資産	135,802	155,333	未払費用	255,335	200,296
その他	91,491	106,128	未払法人税等	619,034	21,414
固定資産	8,448,490	7,720,445	前受金	134,938	247,423
有形固定資産	4,870,230	4,614,990	預り金	69,131	50,928
建物	1,264,674	1,057,888	賞与引当金	111,450	101,900
構築物	18,311	19,702	返品調整引当金	—	28,542
機械及び装置	7,945	10,289	その他	196,782	281,858
車両運搬具	18,776	15,716	固定負債	6,327,815	2,679,781
工具、器具及び備品	87,325	50,600	長期借入金	2,403,860	2,416,320
土地	3,467,816	3,454,646	長期預り金	3,501,199	—
リース資産	5,381	2,626	リース債務	1,975	—
建設仮勘定	—	3,520	関係会社事業損失引当金	157,154	91,876
無形固定資産	61,441	74,888	役員株式給付引当金	46,050	—
ソフトウェア	56,237	69,684	資産除去債務	123,308	43,998
その他	5,203	5,203	繰延税金負債	5,363	127,586
投資その他の資産	3,516,818	3,030,566	その他	88,903	—
投資有価証券	996,708	1,263,744	負債合計	12,498,296	10,190,245
関係会社株式	1,400,950	988,586	純資産の部		
出資金	139,266	60,838	株主資本	10,027,724	9,602,283
関係会社出資金	65,141	45,573	資本金	3,323,900	3,323,900
関係会社長期貸付金	170,000	100,000	資本剰余金	4,020,703	3,917,948
長期前払費用	1,100	1,650	資本準備金	830,975	830,975
前払年金費用	112,879	99,296	その他資本剰余金	3,189,728	3,086,973
その他	794,077	529,054	利益剰余金	3,343,057	2,934,565
貸倒引当金	△163,305	△58,178	その他利益剰余金	3,343,057	2,934,565
資産合計	22,693,319	20,137,436	別途積立金	2,185,000	2,185,000
			繰越利益剰余金	1,158,057	749,565
			自己株式	△659,936	△574,129
			評価・換算差額等	118,458	282,304
			その他有価証券評価差額金	118,458	282,304
			新株予約権	48,840	62,603
			純資産合計	10,195,023	9,947,191
			負債及び純資産合計	22,693,319	20,137,436

損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	第53期	(ご参考)第52期
	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高	21,707,686	19,193,318
売上原価	17,978,698	16,216,570
売上総利益	3,728,987	2,976,748
販売費及び一般管理費	2,210,693	1,943,243
営業利益	1,518,293	1,033,505
営業外収益	370,264	416,488
受取利息	1,584	2,184
受取配当金	57,306	63,095
為替差益	16,739	14,906
受取保険金	14,357	89,708
受取賃貸料	243,249	210,847
その他	37,028	35,746
営業外費用	427,603	310,270
支払利息	59,425	70,162
支払手数料	190,885	18,996
売上債権売却損	1,426	979
賃貸収入原価	173,524	136,457
社葬関連費用	—	71,912
その他	2,342	11,761
経常利益	1,460,954	1,139,724
特別利益	51,084	26,992
投資有価証券売却益	14,829	26,992
関係会社株式売却益	36,255	—
特別損失	195,873	782,231
投資有価証券評価損	22,416	34,758
関係会社株式売却損	—	18,868
会員権評価損	—	2,396
事務所移転費用	—	17,300
貸倒引当金繰入額	105,487	50,000
関係会社事業損失引当金繰入額	65,278	91,876
減損損失	2,691	49,308
事業整理損	—	515,682
店舗閉鎖損失	—	2,041
税引前当期純利益	1,316,165	384,485
法人税、住民税及び事業税	626,403	73,046
法人税等調整額	△19,482	△30,137
当期純利益	709,245	341,575

株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年4月1日残高	3,323,900	830,975	3,086,973	3,917,948	2,185,000	749,565	2,934,565	△574,129	9,602,283
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△300,753	△300,753	-	△300,753
当期純利益	-	-	-	-	-	709,245	709,245	-	709,245
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△370,836	△370,836
自己株式の処分	-	-	102,755	102,755	-	-	-	285,029	387,785
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	102,755	102,755	-	408,492	408,492	△85,806	425,441
平成28年3月31日残高	3,323,900	830,975	3,189,728	4,020,703	2,185,000	1,158,057	3,343,057	△659,936	10,027,724

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成27年4月1日残高	282,304	282,304	62,603	9,947,191
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△300,753
当期純利益	-	-	-	709,245
自己株式の取得	-	-	-	△370,836
自己株式の処分	-	-	-	387,785
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△163,846	△163,846	△13,762	△177,609
事業年度中の変動額合計	△163,846	△163,846	△13,762	247,831
平成28年3月31日残高	118,458	118,458	48,840	10,195,023

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社AOI Pro.
取締役会 御中

平成28年5月17日

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AOI Pro.の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AOI Pro.及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社AOI Pro.
取締役会 御中

平成28年5月17日

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AOI Pro.の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社AOI Pro. 監査役会

常勤監査役	八重樫	悟	㊟
監査役	高田	一毅	㊟
監査役	渡辺	久	㊟
監査役	花房	幸範	㊟

(注) 監査役高田一毅、渡辺久及び花房幸範は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内

会場 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー 36階「ガーネット36」
☎03-3440-1111 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。

株式会社 AOI Pro. 本社 〒141-8580 東京都品川区大崎1-5-1 大崎センタービル TEL.03-3779-8000(代表)

ホームページ [AOI Pro](http://www.aoi-pro.com/) で検索 <http://www.aoi-pro.com/>